

不法原因給付 管業 H25-03-4 《#447》

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者が、管理組合の理事長に対して、不法なことを行わせる目的で金銭を給付した場合に、当該区分所有者は、当該理事長に対して、上記給付は公序良俗に反し無効であるとして返還を請求することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 不法原因給付

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。
(民法 708 条)

《補講》 公序良俗

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。(民法 90 条)